



平成 30 年 2 月 13 日

各 位

会社名 大 倉 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 高濱 和則
(コード番号 4221 東証第1部)
問合せ先 取締役コーポレートセンター担当
兼総務部長 田中 祥友
(TEL 0877-56-1111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 13 日開催の取締役会において、会社法 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 3 月 23 日開催予定の第 98 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを推進しております。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会の決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 30 年 7 月 1 日をもってその効力が生じることとなります。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。なお、本単元株式数の変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位は従前に比べて 2 分の 1 の水準となります。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成30年7月1日をもって、平成30年6月30日(実質上6月29日)の最終の株式名簿に記録された株主様の所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

| | |
|------------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数(平成29年12月31日現在) | 62,074,351株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 49,659,481株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 12,414,870株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年12月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

| | 株主数(割合) | 所有株式数(割合) |
|------|-----------------|----------------------|
| 総株主数 | 5,171名(100.00%) | 62,074,351株(100.00%) |
| 5株未満 | 117名(2.26%) | 140株(0.00%) |
| 5株以上 | 5,054名(97.74%) | 62,074,211株(100.00%) |

(注)上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様117名(その所有株式数の合計は140株)が、株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生日までに、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行済株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行可能株式総数(平成29年12月31日現在) | 140,108,000株 |
| 株式併合後の発行可能株式総数 | 28,021,600株 |

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年7月1日をもってその効力が生じることとなります。

3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年7月1日をもって、当社の定款第6条及び第8条は以下のとおり変更されることとなります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億4,010万8千株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,802万1,600株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |

4. 日程

| | |
|-------------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成30年2月13日 |
| ② 定時株主総会開催日 | 平成30年3月23日 (予定) |
| ③ 1,000株単位での売買最終日 | 平成30年6月26日 (予定) |
| ④ 100株単位での売買開始日 | 平成30年6月27日 (予定) |
| ⑤ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成30年7月1日 (予定) |
| ⑥ 株式併合の効力発生日 | 平成30年7月1日 (予定) |
| ⑦ 定款一部変更の効力発生日 | 平成30年7月1日 (予定) |
| ⑧ 端株株式の処分代金のお支払い | 平成30年9月上旬 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年6月27日からとなります。

以 上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを推進しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成30年7月1日をもって、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成30年6月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権は次のとおりになります。

| 例 | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|---|--------|-------|--------|-------|---------|
| | ご所有株式数 | 議決権個数 | ご所有株式数 | 議決権個数 | 端株株式相当分 |
| ① | 3,000株 | 3個 | 600株 | 6個 | なし |
| ② | 2,018株 | 2個 | 403株 | 4個 | 0.6株 |
| ③ | 1,000株 | 1個 | 200株 | 2個 | なし |
| ④ | 333株 | なし | 66株 | なし | 0.6株 |
| ⑤ | 4株 | なし | なし | なし | 0.8株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例②、④、⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成30年9月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例②、④、⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑤のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 資産価値には影響を与えないのですか。

A 5. 株主様のご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、1株あたりの純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動等他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

A 6. 株主様のご所有の株式数は、5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動等他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはございません。ただし、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなりますので、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主優待に変更はありませんか。

A 7. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を原則維持してまいります。具体的には、株主優待の発行基準となる所有株式数は1,000株以上から100株以上へと引き下げ、対象範囲を実質広げます。5,000株以上及び10,000株以上の現行基準については、1,000株以上及び2,000株以上とし、変更ありません。

Q 8. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q 9. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 9. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合についてご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）